

八千代市建設工事適正化指導要領 主な改正内容
(令和4年12月1日施行)

1 技術者の適正な配置（第6条）について

- (1) 「監理技術者が兼務可能となる特例監理技術者^{*1}及び監理技術者補佐^{*2}」について追記する。（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項及び第5項）

※1 特例監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者を専任で置かなければならない建設工事において、監理技術者が行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置き、複数の工事現場で兼務させる場合の監理技術者のことをいう。

※2 監理技術者補佐

監理技術者の職務を補佐する者として当該工事現場に専任で置かれる技術者のことをいう。なお、監理技術者補佐になることができるのは、以下のいずれかに該当する者に限られる。

- ア 1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級の技士補）で、かつ主任技術者になることができる者
イ 監理技術者になることができる者

- (2) 「特定専門工事^{*3}において、一定の条件を満たした下請業者の主任技術者設置が不要となること」について追記する。（法第26条の3）

※3 特定専門工事

土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める、以下の工事のことをいう。

- ア 大工工事又はとび・土木・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事
イ 鉄筋工事

2 元請業者の義務（第7条）について

- (1) 「著しく短い工期における請負契約の締結の禁止」について追記する。（法第19条の5）
(2) 「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（地盤沈下等の地中の状態、騒音等の周辺に配慮すべき事象等）に関する下請業者への情報提供」について追記する。

(法第20条の2)

- (3) 「下請業者が違反行為を通報したことを理由とする不利益取扱いの禁止」について追記する。(法第24条の5)

3 施工体制の把握(第10条)について

- (1) 第1項に規定する施工体制台帳及び第2項に規定する再下請負通知書について、別添作業員名簿を要する旨を追記する。(建設業法施行規則(以下、「規則」という。)第14条の2第1項及び第14条の4第1項)
- (2) 第1項、第2項、第7項及び第8項に定める通知等について、書面に代えて電磁的方法等により代替できる旨を追記する。(規則第14条の2第3項及び第4項、第14条の4第4項及び第9項、第14条の3第1項及び第2項、第14条の4第2項及び第4項)
- (3) 第2項に規定する再下請負通知書による通知事項に変更があった場合、変更後の事項について通知を要する旨を記載した第3項を追加する。

4 届出事項等(第12条)について

工事着手届(第7号様式)及び主任技術者等専任通知書(第8号様式)の提出期限について、請負契約締結後7日以内ではなく、工事着手後7日以内(履行期間の開始日以降の日付にすること)に変更する。

5 各条文の適用対象について

建設業許可を有する「建設業者」に限定していた箇所について、建設業許可の有無を問わず「建設業を営む者」に変更する。

6 様式の変更について

- (1) 第1号様式(施工体制台帳)及び第2号様式(再下請負通知書)
「別添 作業員名簿」を追加する。
- (2) 第3号様式(施工体系図)
「監理技術者補佐、下請業者の代表者名及び建設業許可情報、特定専門工事の該当」の欄を追加する。
- (3) 第6号様式(工事一部下請負届)
ア 第6号様式(工事一部下請負届)の届出事項に変更があった場合に使用する第

9号様式（下請業者変更届）と、記載項目等を統一するために内容を変更する。

イ 第6号様式（工事一部下請負届）の届出内容に変更があった場合の運用方法が統一されていなかったところ、本要領改正以降については、当初の届出に限り第6号様式（工事一部下請負届）を使用することとし、変更があった場合の届出については、すべて第9号様式（下請業者変更届）を使用することとする。

(4) 第8号様式（主任技術者等専任通知書）

特例監理技術者及び監理技術者補佐の欄を追加し、当該技術者を置く場合に証明する書類を求めることとする。

(5) 第16号様式（工事完成届）及び第17号様式（工事完成報告書）

「4 既成部分受領済金額」の欄を、「4 中間受領済額」に変更し、前金払または部分払等があった場合においては、届出時点において支払が済んでいる合計金額を記載することとする。

(6) その他

ア 特例監理技術者及び監理技術者補佐の追記に伴う修正を行う。

イ 一部様式において、押印を不要とする。

対象：第4号様式（通知書）、第5号様式（通知書）、第6号様式（工事一部下請負届）、第7号様式（工事着手届）、第8号様式（主任技術者等専任通知書）、第9号様式（下請業者変更届）、第10号様式（変更通知書）、第11号様式（工事工程表）、第13号様式（点検等報告書）、第15号様式（工事現場状況等報告書）

7 その他の変更箇所について

(1) 記載要領及び提出要領については、本要領から削除することとし、同内容については別途「工事着手時及び下請契約締結時における提出書類について」にて周知する。

(2) 文言の修正、条文の記載順等について軽微な変更を行う。